

# 4月1日から全国で こども誰でも通園制度 が開始されます

【問い合わせ先】 保育教育課保育教育係 (☎ 42 - 9111 内線 2221・2223)

「こども誰でも通園制度」は、保護者の就労状況に関わらず、乳幼児が月 10 時間の枠内で保育施設を利用できる、新たな制度です。こどもにとっては新しい経験や育ちの場を、保護者にとっては多様な働き方やライフスタイルに関わらない支援を提供する目的で、創設されました。桜井市では、令和 7 年 8 月から先行して開始しています。

## 制度のポイント

- 両親が働いていなくても利用できます
  - 時間単位で利用できます
  - 桜井市以外の施設も利用できます
- 詳細は右記二次元コードへ。



こども誰でも通園制度ポータルサイト▲



こども誰でも通園制度について(こども家庭庁ホームページ)▲

▶**対象者** 保育所などに入所していない、生後 6 か月～満 3 歳未満の乳幼児

## ▶利用方法

- ① 保育教育課窓口(市役所 1 階 9 番)で事前登録
- ② 利用したい施設で事前面談(要予約)
- ③ 利用予約(1 週間～1 か月後まで予約できます)
- ④ 施設を利用

## 【注意事項】

利用時間・費用は、自治体や施設により異なります。

## こんなときに利用してください

- 集団生活を体験させたい
- 育児の相談がしたい
- 少し自分の時間を持って、リフレッシュしたい
- 育児に不安や孤立を感じている

## 家族状況が変化するときには**児童手当の手続き**をしてください

【問い合わせ先】 保育教育課手当係 (☎ 42 - 9111 内線 2211・2212)

4 月から新年度となり、こどもの進学や勤務先の変更など、状況が変化するときには、児童手当の手続きが必要な場合があります。

児童手当受給者で、大学生年代まで(22 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで)の児童を 3 人以上養育している場合

▶**対象者**\*1 次の①②いずれかに当てはまる人

- ① 令和 8 年 4 月から大学生年代になる児童がいる場合
- ② 養育している児童のうち、大学生年代の児童が卒業などで変更になった場合(令和 8 年 3 月 31 日までに 22 歳になったものは除く)

※ 1 令和 8 年 3 月に案内を送付しています。

## ▶持ち物

- ① 児童手当額改定認定請求書・額改定届、監護相当・生計費の負担についての確認書
- ② 監護相当・生計費の負担についての確認書

▶**手続き方法** 4 月 10 日(金)までに上記窓口へ\*2

※ 2 期限内に提出がない場合、第 3 子認定分について支給されない可能性があります。

児童を養育している人で公務員に就職または退職した場合

▶**対象者** 次のいずれかに当てはまる人

- 公務員として就職または独立行政法人などへの派遣が終了した人
- 公務員を退職または独立行政法人などへ派遣された人

▶**手続き方法** 該当日から 15 日以内に上記窓口へ

詳細は市ホームページへ。



詳細はこちら▲

